

## 天理市軽度生活援助事業実施要綱

### (目的)

第1条 この事業は、在宅の老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の3に規定される高齢者に対して、軽易な日常生活上の援助事業（以下「援助事業」という。）を行うことにより、高齢者の自立支援を図ることを目的とする。

### (業務の委託)

第2条 援助事業は、市が事業の内容に応じ、必要な知識経験を有している団体等（以下「委託先」という。）に委託して行う。

### (対象者)

第3条 援助事業を利用できる者（以下「対象者」という。）は、次の各号すべてに該当する者とする。

- (1)天理市に居住し、同市の住民基本台帳に登録されている者
- (2)市民税非課税世帯に属する65歳以上の者
- (3)ひとり暮らし高齢者、又は高齢者のみの世帯、及びこれに準ずる世帯（高齢者及び障害者で構成される世帯等）に属する者
- (4)軽易な日常生活上の援助が必要な者

### (事業の内容等)

第4条 援助事業の内容は、次に掲げるもののうち市長が必要と認めるものとする。

- (1)草ひき等家屋周りの軽微な手入れ
- (2)草刈り（草刈り機等を使用して作業をするもので居宅の敷地内に限る）
- (3)その他、委託先が実施可能な業務と判断するもの

- 2 援助事業の利用回数は年3回の利用を限度とし、1回あたりの利用時間は12時間以内とする。
- 3 援助事業の内容により、複数名で援助事業に臨む必要があると委託先が判断した場合は、人数に乗ずる時間の合計は12時間を超えないものとする。
- 4 援助事業の自己負担利用料は、援助事業の内容に要する原材料費等の実費、

及び第2条の委託先に支払う委託料（当該利用者に係るものに限る。）の2割相当額とする。

（利用の申請）

第5条 援助事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、天理市軽度生活援助事業利用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（利用の決定）

第6条 市長は、前条の審査の結果、適当と認めたときは、天理市軽度生活援助事業利用決定通知書（様式第2号）を申請者に通知する。

2 援助事業の利用期間は申請があった当該年度の年度末までとする。

3 市長は前条の審査の結果、適当と認めないときは、天理市軽度生活援助利用申請却下通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

（利用の方法）

第7条 第6条第1項の決定をした対象者（以下「利用者」という。）は、委託先と利用日時等を調整する。

2 利用者は、支援事業を受ける度、委託先に利用料を支払い、委託先は利用者に領収書を交付する。

（事業の追加利用）

第8条 当該年度において、利用者が事業を追加して利用しようとする場合、天理市軽度生活援助事業実施依頼届（様式第4号）により、申請しなければならない。

2 市は利用者から追加利用の申請を受けた場合、内容を確認し委託先へ報告する。その後、利用者が委託先と利用日時等の調整を行い、支援事業を利用する。

（利用決定の取消し）

第9条 利用者は、第3条に規定する要件に該当しなくなったときは、天理市軽度生活援助利用辞退申出書（様式第5号）により、速やかに市長に申し出るものとする。

2 市長は、前項の規定による申出を受理したとき又は利用者が第3条に規定す

る要件に該当しなくなると認めるときは、天理市軽度生活援助利用取消通知書（様式第6号）により事業の利用取消しを利用者に通知するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。